

無形資産会計基準とソフトウェア会計基準（仮称）の基本的な考え方

・基本方針（案）

包括的な無形資産に関する会計基準の開発にあたり、ソフトウェアも無形資産に含まれる。しかし、既にソフトウェアについては実務慣行があることから、基本的に取り扱いを見直さないことかどうか。ただし、市場販売目的ソフトウェア及び自社利用ソフトウェアについて、無形資産会計基準の認識要件に従うことかどうか。

- 研究開発費等会計基準のうち、研究開発費に係る記述は、無形資産会計基準に取り込み、残りのソフトウェアに係る記述は、基本的に内容を変更せず、ソフトウェアに関する会計基準（仮称）として引き継ぐ。
- JICPA による研究開発費等実務指針及び QA のうち、研究開発費に係る記述は、必要であれば無形資産会計基準に取り込み、無形資産会計基準の適用指針は設けない。
- 研究開発費等実務指針及び QA の改正については、JICPA に依頼する。

・ソフトウェア会計基準の適用範囲（案）

ソフトウェア会計基準の対象
受注制作のソフトウェア
市場販売目的のソフトウェア
自社利用のソフトウェア

- 基本方針のとおり、現行実務の取扱いを基本的に見直さない。対象範囲、導入費用、コンテンツについても、研究開発費等会計基準、同実務指針及び QA で示されている考え方がそのまま踏襲される。

．各会計基準の取扱いイメージ

１．従来の研究開発費等会計基準の取扱い

大分類	小分類	会計処理	留意点
研究開発目的		研究開発費として発生時に費用処理する。	
研究開発目的以外	受注制作	請負工事の会計処理に準じて処理する。	ソフトウェア製作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として処理する。
	市場販売	最初に製品化された製品マスターの完成までの費用が研究開発費に該当する。 完成後の機能の改良・強化に係る製作費は、資産計上する。	
	自社利用	外部にサービス提供する契約が締結されている場合や完成品を購入した場合のように、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合に限り、資産計上する。	

(1)受注制作のソフトウェア

ソフトウェア制作費	引渡し・検収
資産計上	売上原価振替

(2)市場販売目的のソフトウェア

ソフトウェア制作費	複製・販売
研究開発費	資産計上 償却

最初に製品化された製品マスターの完成

(3)自社利用のソフトウェア

ソフトウェア制作費	利用開始
費用処理	資産計上 償却

収益獲得又は費用削減が確実となった時点

2. 今後の取扱い（案）

無形資産会計基準の取扱い

(1) 研究開発費

研究費	開発費	当初認識後
費用処理	資産計上	償却

研究費は一律に費用処理する。

認識要件を満たした時点

(2) 研究開発費以外の自己創設無形資産

創出過程	当初認識後
費用処理	資産計上 償却

認識要件を満たした時点

ソフトウェア会計基準の取扱い

(1) 受注制作のソフトウェア

ソフトウェア制作費	引渡し・検収
資産計上	売上原価振替

(2) 市場販売目的のソフトウェア

ソフトウェア制作費			複製・販売
研究費	開発費	最初の製品マスター完成後の制作費	
費用計上	資産計上	資産計上	償却

無形基準の認識要件を満たした時点

最初に製品化された製品マスターの完成

(3) 自社利用のソフトウェア

ソフトウェア制作費	利用開始
費用処理	資産計上 償却

無形基準の認識要件を満たした時点（ ）

無形基準の認識要件は、経済的便益の蓋然性及び測定可能性の要件である。

以上